

春の御船山楽園と祐徳稻荷神社



御船山楽園

画像提供: 御船山楽園ホテル



祐徳稻荷神社

画像提供: (一社)佐賀県観光連盟

「染井吉野」「大島桜」「山桜」「八重桜」など約2000本の桜が次々と開花します。およそ170年という遥か歳月を経てもなお、益々美しく咲き誇る花々は、自然を愛でる心の尊さを、現代を生きる私たちに教えてくれます。

画像提供: 武雄温泉物産館



昼食: 温泉湯豆腐と季節の釜飯

■最少催行人員/30名 ■添乗員/同行します ■食事条件/昼食1回 ■旅行代金に含まれるもの/行程に記載したバス代等、昼食代、入場料、及び添乗員費用

日本三大稲荷の一つに数えられ商売繁昌、家運繁栄、大漁満足、交通安全等種々のご利益があるとされています。また神社へ続く約400メートルの参道入口には桜並木があり、満開になると一面桜色になり春を全身で感じることができます。

出発日 3月26日(水)
旅行代金 11,000円
(大人お一人様)

行程

各地(6:50~8:00) - 御船山楽園(見学) - 武雄温泉物産館(昼食・買物) - 祐徳稻荷神社(見学) - 各地(17:30~18:30)

お申込の方へのご案内(お申込の際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申込ください)

●募集型企画旅行契約

この旅行はサンデン旅行株式会社(山口県下関市一の宮3-10-5 観光庁官登録旅行業第1599号 以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする最終日程表と称する確定書面及び「当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部」によります。

●旅行のお申込及び契約成立時期

(1) 確定の申込書に所定の事項を記載し、下記のお申込金を添えてお申込ください。お申込金は、旅行代金お支払の際差し引かせていただきます。

(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

●申込金

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6千円未満	旅行代金の20%	10万円未満	20,000円
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	旅行代金の20%

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申込が間際の場合は当社が指定する期日前までに)お支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約の解除日(日帰り旅行)	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
11日目にあたる日以前の解除	無料
10日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日の当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃料金(注釈がない限りエコミューズ)、宿泊料、食事代及び消費税等諸費用。

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含みません。)

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の損害については、以下の金額の範囲において補償金または見舞金を支払います。・死亡補償金1500万円、入院見舞金2~20万円、通院見舞金1~5万円、携行品損害補償金お客様1名につき~15万円をもって限度とします。(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

●個人情報の取扱いについて

当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のためにご利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関及び提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2025年1月22日を基準としています。また、旅行代は2025年1月22日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

お申込み・お問い合わせは・・・(土・日祝日休業)

■下関支店

TEL083-263-4444 **P**

下関市一の宮町3-10-5

総合旅行業務取扱管理者 利田 雅秋

■山口宇部支店

TEL0836-31-3211 **P**

宇部市中央町2-4-14(電話受付のみ)

総合旅行業務取扱管理者 中村 秀樹

■山口営業所

TEL083-923-2500

山口市東山2丁目5-8 (電話受付のみ)

総合旅行業務取扱管理者 井本 堅士

観光庁長官登録第1599号 **JATA** 日本旅行業協会

旅行企画・実施 **JATA** 正会員

サンデン旅行株式会社

■本社 下関市一の宮町3-10-5 **P**

総合旅行業務取扱管理者 山中 雅子 TEL083-263-3348